

⑦事業運営

新しい生活様式に則した事業運営

● 感染拡大防止対策を講じた事業実施【企画政策課】

- ・区独自に2年5月26日から6月30日までを「コロナ警戒期間」に設定したことを受けて、期間中における審議会等会議の開催にあたっての区の対応を示すため、2年6月1日に全庁あてに「コロナ警戒期間中の審議会等各種会議の開催について」を发出

会議の開催形式	会議開催にあたっての感染防止策
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の取組として、引き続き原則書面開催とする ・書面開催が難しい場合には開催の延期を検討する ・書面開催、延期が難しく、会議を開催する場合は「会議開催にあたっての感染防止策」を講じた上で開催する 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者の健康管理 ・出席者のマスク着用 ・入退出室時の消毒の実施 ・室内の換気 ・出席者間の離隔

- ・「コロナ警戒期間」後の2年7月から、感染予防のための「新しい生活様式」の実践にあたり、審議会等会議の開催にあたっての区の対応を示すため、2年6月29日に全庁あてに「『コロナ警戒期間』後の審議会等各種会議の取扱について」を发出

会議の取扱	会議開催にあたっての感染防止策
<ol style="list-style-type: none"> (1) 会議を開催する場合は「会議開催にあたっての感染防止策について」を講じる (2) 書面により会議を開催 (3) 上記(1)(2)による開催が難しい場合は、会議の延期または中止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者の健康管理 ・出席者のマスク着用 ・入退出室時の消毒の実施 ・室内の換気 ・出席者間の離隔

● 「新たな日常」を基軸とした事業構築【企画政策課】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止と地域の社会経済活動の両立に向けた事業構築を図るため、2年7月31日の区政運営会議において、「『第二次実行計画の策定』及び『令和3年度予算編成』の基本的な考え方について」を提示

「第二次実行計画の策定」及び「令和3年度予算編成」の基本的な考え方（抜粋）	
新型コロナウイルスへの対応等	<p>(1)新型コロナウイルス感染拡大防止と地域の社会経済活動の両立を維持するため、「新たな日常～新しい生活様式～」に則した、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じた内容とする（従来の手法に加え、オンライン会議や動画配信など、ICTの活用による新たな手法についても併せて検討し、最良のものを選択）</p> <p>(2)「新たな日常～新しい生活様式～」への対応により、事業の目的が達成できない場合には、事業の統合・廃止を検討</p> <p>(3)東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に開始・拡充した事業については、大会終了を受けての廃止・縮小等について検討（東京 2020 オリンピック・パラリンピックに係る今後の動向を踏まえ、査定後（内示後）も必要に応じて調整を行う）</p>
2年度における「新たな日常～新しい生活様式～」への対応	<p>・「新たな日常～新しい生活様式～」への対応のため、事業手法の変更に ICT 等設備整備を必要とする事業については、企画政策課と財政課に協議のうえ、事業中止・延期により生じた財源等を活用し、今年度中に実施可能な対応を行う</p>

イベント等の実施【企画政策課】

- ・第 21 回区対策本部会議の決定を受けて、事業の中止や年度内の延期、内容変更について取りまとめるため、2年4月9日に2年度の事業の中で、中止・年度内延期・内容変更を行った（行う予定の）事業について全庁調査を実施
- ・第 25 回区対策本部会議の決定を受けて、区として事業の中止等の基本的な考え方を示すため、2年4月24日に全庁あてに「新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等の考え方について」を発出

事業中止等の考え方
<p>(1)イベント等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間（新型コロナウイルスが収束するまで）の期間中の開催を中止とし、2年度実施予定のイベント等に関する対象期間中の準備行為は原則として中止 ・対象期間中の準備行為中止により2年度実施が困難なイベント等については、関係団体と速やかに協議し、中止の判断を早期に行う

(2)会議

- ・対象期間中の開催を中止とし、書面開催が可能な場合は書面により実施
- ・書面による開催が難しく、且つ対象期間中の中止により2年度の会議目的が達成できない場合は、原則、2年度の開催を中止

(3)施設

- ・対象期間中の施設予約の受付、利用及び貸出を中止

(4)その他の事業

- ・対象期間中の会議の中止等により執行が困難な事業については、2年度実施の可否を個別に決定

- ・2年4月24日以降に事業の中止を判断し、区長報告を必要とする案件については、毎週企画政策課がとりまとめ、区長・副区長への報告を実施

年度	報告件数					
	中止	年度内延期	内容変更	再開	その他	合計
2年度	113件	39件	109件	34件	75件	370件
3年度	77件	5件	26件	10件	2件	120件
4年度	2件	0件	0件	0件	0件	2件
合計	192件	44件	135件	44件	77件	492件

保養施設事業の取扱い【医療保険年金課／高齢者医療担当課】

- ・国民健康保険被保険者を対象に毎年開設している夏季保養施設事業（利用料の補助）について、新型コロナウイルスの拡大を踏まえ、事業の期間変更、事業中止を決定
- ・後期高齢者医療制度の被保険者を対象に毎年開設している秋季保養施設事業について、後期高齢者の感染リスクが高いことを踏まえ、事業中止を決定

実施内容	
夏季保養施設事業の期間変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度の夏季保養施設事業（利用料の補助）の対象期間を変更 （変更前）2年7/1～9/30 （変更後）2年9/15～12/15
夏季保養施設事業の中止	<ul style="list-style-type: none"> ・3年度の夏季保養施設事業（利用料の補助）を中止
秋季保養施設事業の中止	<ul style="list-style-type: none"> ・例年10月から11月にかけて実施している秋季保養施設事業を2年度及び3年度ともに中止

工事請負契約等の取扱い【契約管財課】

・2年4月10日、政府の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令に伴い、受注者の感染拡大防止に向けたテレワークや時差出勤等の取組意向を尊重し、必要な支援を行うこと及び事業者の入札参加機会の確保を図るため、工期の見直しや契約金額の変更、入札参加事業者の積算期間の延伸等契約事務の取扱いについて対応を決定

委託契約及び派遣労働者の勤務の取扱い【行政管理課／人事課／契約管財課】

・2年4月14日、政府の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令に伴い、受託者における雇用の確保や派遣労働者の雇用の安定化を図るため、受託者の責めによらない事由とする契約変更や派遣労働者の在宅勤務の実施を含めた勤務体制の見直しを行うことができるよう、委託契約の履行が困難になった場合等及び派遣労働者の勤務の取扱いについて対応を決定

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける選手団等への対応【生涯学習スポーツ課／保健予防課】

・3年7月12日から7月27日まで、区内において難民選手団の事前キャンプの受入れに伴い、選手や関係者にとって安全・安心な環境を整備するため、選手・関係者への毎日のスクリーニング検査の実施、動線の分離などを実施し、新型コロナウイルス感染対策を徹底

・3年7月から9月まで、選手、スタッフ、メディア等関係者において陽性者や濃厚接触者等が確認された際は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、都等の関係機関と連携し、積極的疫学調査や保健指導を実施

選手や関係者にとっての安全・安心な環境整備	
海外からの入国者数の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営の簡素化とともに来日大会関係者数を延期前の計画からオリンピック時は4分の1、パラリンピック時は3分の1に縮小
水際対策・検査	<ul style="list-style-type: none"> 入国前に2回検査 選手は原則毎日検査、他の関係者は役割に応じ定期的に検査
行動管理・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な勤務先の制限、行動管理、健康管理
基本的な感染対策	<ul style="list-style-type: none"> マスクや物理的距離の確保、三密の回避といった基本的コロナ対策の徹底などにより、選手村や競技会場における感染拡大の防止
日本在住者との接触を最小限とし、国民の安全・安心を確保	
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の原則不使用。移動は原則として大会専用車両
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> 自己手配宿泊施設の「宿泊ガイドライン」への適合 満たせない場合は、組織委員会手配ホテルへ変更

東京 2020 オリンピック・パラリンピックのコロナ対策の取組